

## 令和3年度 第2回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：令和4年2月16日（水）14時～16時

場 所：門真市保健福祉センター4階 会議室2・3

### ■会議次第

#### 1. 開会

#### 2. 議題

- ① 地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について
- ② 令和2年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について
- ③ 障がい者の理解啓発・理解促進について
  - ・保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体について
  - ・障がい者週間キャンペーンについて
- ④ その他

#### 3. 閉会

### ■配付資料

#### <事前配付>

- ・協議会次第
- ・資料1 地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について
- ・資料2 令和2年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について
- ・資料3 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体について
- ・資料4 障がい者週間キャンペーンについて

#### <当日配付>

- ・協議会委員名簿
- ・座席表
- ・資料1 地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価についての資料1-1-① 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書差し替え
- ・門真市情報公開条例（抜粋）
- ・審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例（抜粋）

・門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委 員：小寺委員（会長）、岩本委員（副会長）、小原委員、藤江委員、東野弓子委員、  
北本委員、白川委員、東野明美委員、本木委員、大北委員、中村委員  
事務局：障がい福祉課 木本課長、馬屋原課長補佐、池田課長補佐、西本副参事、池田  
主査

■欠席者

委 員：青木委員、谷掛委員、石橋委員、須藤委員、吉井委員

■傍聴者：2名

■議 事  
開 会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より令和3年度第2回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、16名中、11名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考慮しておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

会長： ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありました。ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありました。ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありました。ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありました。

異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。

事務局： それでは、早速会議に入らせていただきます。まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第4次障がい者計画冊子、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子、資料1 地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価についての資料1-1-① 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書差し替えでございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせください、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料をご確認ください。  
協議会次第、資料1 地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について

資料2 令和2年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について、資料3 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体について、資料4 障がい者週間キャンペーンについてでございます。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例(抜粋)、審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)、門真市附属機関に関する条例(抜粋)、門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)も配布いたしております。

不足等がございましたら、お知らせください。

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願いいたします。

会長： それでは、議事に入ります。

議題①地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、私より、議題（１）、地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、ご説明させていただきます。

まず、最初に日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価をおこないます。資料１－３をご覧ください。資料については右上に資料ページが記載されておりますので、それを確認しながら宜しくお願い致します。資料１－３-①を見ながら宜しくお願い致します。

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に基づき地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に年 1 回以上の事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないことが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において定められています。

本市においては、昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

日中サービス支援型グループホームの概要としましては、障がい者等の重度化・高齢化のため、日中活動サービスを利用できない障がい者等に対して、共同生活を営む住居グループホームにおいて、昼夜を通じた入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

本市の指定状況は、社会福祉法人門真共生福祉会が平成 31 年 4 月 1 日付けで大阪府の指定を受けて実施しております。

報告及び評価についての目的としましては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることであり、評価の視点は、5 点あります。1 点目が常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、地域との交流のもとで自立した日常生活及び社会生活を営むことができているか。

2 点目が利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。

3 点目が日中サービス支援型グループホームのモニタリングの標準実施期間は、他の種類の指定共同生活援助よりも短く 3 月間と

することとされていますが、適切に実施できているか。

4点目が利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られているか。

5点目が日中サービス支援型グループホームは、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされているが、適切に実施できているかです。

運営方針及び実施方法の評価項目のポイントは次頁以降の「日中サービス支援型共同生活援助の評価項目の説明」に記載のとおりとなっておりますので、併せて確認いただければと思います。

この後、本サービスを実施している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料1-1、日中サービス支援型共同援助実施状況等報告書様式第一号、本日差し替え資料として配布させていただきましたこの資料をはじめ、1-1から2までの資料をご参照ください。

続きまして、地域生活支援拠点ジェイエスの運営に関する評価をおこないます。資料1-4をご覧ください。

地域生活支援拠点は、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。地域生活支援拠点の事業運営においては、門真市障がい者地域協議会の場を活用し、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進するものとします。

昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

地域生活支援拠点の概要としましては、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。

5つの機能については、資料1-4で確認してください。報告及び評価についての目的としましては、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進することです。

評価の視点としましては、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づく

りという5つの必要な機能が適切に実施できているかです。

この後、地域生活支援拠点ジェイエスを運営している門真共生福祉社会より運営状況等について報告いただきますが、資料1-4、地域生活支援拠点の実施状況等報告書資料をご参照ください。

以上、2つの報告を門真共生福祉社会に一括していただき、質疑応答の時間を取り、質疑応答が終了しましたら、門真共生福祉社会に対し、各委員様より日中サービス支援型グループホームの運営及び地域生活支援拠点ジェイエスの運営に関する評価となるご意見をいただきたいと思っております。いただいた評価及び意見を踏まえ、今後の運営を行っていただくようにしてまいります。説明は以上です。

会長： はい、ありがとうございました。それでは、運営事業者の社会福祉法人 門真共生福祉社会より報告をお願いいたします。

地域生活支援拠点 ジェイエス： まず差し替え資料についてですが2部配布させていただいています。一見するとよく似た資料となっておりますが、基本情報の4つ目の住居名のところがグループホームくわざいA、もう1枚の資料がグループホームくわざいBになっています。基本的に1階2階での運営となっておりますので記載されている内容に大きく違いがあるわけではなりませんが、AとBで分かれていることと入居されている利用者様の状況のところが少し内容が異なりますので、また追ってご説明させていただきます。それでは日中サービス支援型共同援助グループホームのご説明させていただきます。差し替え資料になります。様式第一号、日中サービス支援型共同援助実施状況等報告書をご覧ください。

シートに沿って、まず基本情報からご説明させていただきます。当法人の情報及びグループホームの情報を記載させていただいております。

法人名は社会福祉法人門真共生福祉社会、グループホーム名はグループホームくわざいAとグループホームくわざいBです。

1階がグループホームくわざいAで男性。グループホームの定員が7名、ショートステイ3名を併設しております。2階がくわざいBで女性。グループホームの定員が7名、ショートステイ3名併設しております。フロアの構造は1階、2階ともに同じ構造になっています。

次に職員配置です。職員体制につきましてはシートに記載の数字

の通りとなっています。冊子の中にあります資料 1-2-⑦は、基本的な職員配置表を掲載しておりますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。

資料 1-2-⑦についてですが、あくまでも基本的な職員配置図となっておりますので、入居者の人数のじょうきょうですね。特に昼間などでは利用者の人数が多い状況等もあつたりしますので、状況に応じて職員の配置を考慮して対応しております。多少違いはありますが 24 時間 365 日世話人もしくは支援員がフロアに在中しております。

建物そのものの玄関はオートロックになっています。1 階と 2 階にはそれぞれホームの玄関があり施錠をできる状況にしておりますので、そのため 1 階と 2 階の職員、利用者が入り交じる状況はございません。

続きまして資料 1-1-①報告書の方へ戻っていただきまして、次に運営方針及び実施方法についてご説明させていただきます。1 番 2 番については書面の通りとなっていますので、またご確認して頂ければと思います。3 番です。地域生活の支援についてご説明させていただきます。併せて資料 1-1-②もご確認頂ければと思います。

グループホーム内での支援だけではなく、ときに近隣に出かけ、地域と触れ合う機会や外出の機会を取り入れております。

令和 3 年度は、移動支援等各種外部サービスを利用するほか、生活支援員や世話人と近隣のコンビニへの昼食などの買い物や散歩に出かけています。また古川橋のスーパーへの買い物や寝屋川公園などへの外出も行っております。過去にサロンを開催し地域の方と触れ合う機会を設けておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、今年度は休止しております。

続きまして、健康管理の取り組みについてご報告いたします。朝・夕の健康チェックや緊急時等では、当法人で雇用しております看護師に通院や処置等のアドバイスを仰いでおります。食事につきましてはクックチル業者と契約し、カロリー管理の下食事提供を行うといった取り組みを行なっています。新型コロナウイルス感染症の対応として、建物入館時の検温の実施、来所者リストの作成、アルコールによる手指消毒、グループホーム内でのアルコール消毒、職員のマスク着用の徹底を行っております。またグループホーム内に、紫外線照射装置であるエアロシールドを設置しております。

続きまして、指定計画相談事業者との連携についてです。3 ヶ月

に1回の定期的なモニタリングの他、必要時には電話連絡等で情報共有を行っております。変更などの突発的な事情があった場合は、ケース会議を実施しています。資料 1-2-⑩に一覧表が記載されていますのでそちらも合わせてご覧ください。

続きまして行政機関への手続等の代行です。ご本人での手続きが難しい方に関しては、グループホーム担当職員、主に生活支援員が主となり各種手続きを代行しています。郵送で手続きを行えるものは郵送の代行を行っております。代行する際も委任状が必要な場合は委任状を携え、利用者本人の同行が必要なケースでは、利用者と一緒に同行したうえで手続きを行っております。

続きまして家族との交流の機会の確保についてです。毎月ご家族と連絡を取るようしております。週末等に帰宅希望がある場合は、その希望に沿う形で対応しております。

続きまして8番目に定員規模についてです。定員規模につきまして報告書の書面にある通りでございます。

9番目の短期入所についてです。当施設は短期入所併設型となっております。新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、受け入れることが難しい状況が続きました。感染者数が減少したタイミングで受け入れを開始しましたが、新たに感染者数が増加とともに、受け入れを縮小しております。

次にご利用者状況についてです。基本皆様知的障がいをお持ちの方が入居されています。平均区分は男性5.5、女性5となっております、年齢層は最年少の方が19歳、最高齢の方が61歳となっております。平均男性、48.5歳、女性34.7歳となっております。

また一番最後のその他のところですが、多数の世話人を抱えて運営をしております。定期的に職員面談を実施しております。また今年度は外部講師による研修を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で急遽中止させて頂いております。また法人全体としてはeラーニングを採用して、都度各種技術の獲得を実施しております。以上となります。

それでは続きまして、地域生活支援拠点の実施状況等報告書をご覧ください。続けて地域生活支援拠点の報告をさせていただきます。それでは様式第一号、資料ナンバーは1-4-①地域生活支援拠点の実施状況等報告書をご覧ください。シートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。

法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は理事長藤田靖治。



所在地は門真市桑才新町 24-2。開設年月日は平成 31 年 4 月 1 日です。

地域生活支援拠点の 5 つの機能について、その実施状況を説明いたします。

①相談支援です。基幹相談支援センターであるが地域生活支援拠点内に設置されています。その基幹相談支援センターと連携を取り、相談できる体制をとっております。土日祝を含め 24 時間、地域生活支援拠点ジェイ・エスの職員が常駐しており、電話・来所での対応が可能となっております。担当している職員で対応がむづかしい場合に備え、管理職に携帯電話、スマートフォンを携帯させ、対応できる状況としております。土日祝や夜間に電話や来所による相談は、令和 3 年 12 月時点ではございません。

続いて②緊急時の受け入れ対応です。短期入所 6 名定員、男 3 名・女 3 名の枠の空き状況を利用し、緊急時の受け入れを実施しています。今年度の緊急受け入れ実績はございません。緊急時受け入れの連絡が入り次第、法人本部、基幹相談支援センター所長、エリアサポート室長との合議により、受け入れ決定を行うこととしています。

続いて③体験の機会・場の提供です。体験利用の定員は 2 人です。グループホームにそれぞれトレーニング型、半年契約・最長 1 年を 1 室ずつ設け、グループホームでの生活を体験できるようにしております。令和 3 年度は女性 1 名が利用されています。グループホーム内にショートステイを併設しており、ショートステイを利用することで、グループホームでの生活を体験することもできます。

続いて④専門的人材の確保・養成についてです。令和 3 年度は行動援護従事者養成研修を実施いたしました。10 月 1 日開始分については 6 名の修了者を出し、1 月開始分については 10 名の受講が予定されております。インターンや職業体験、実習などを受け入れ調整する役割も担っています。また、外国人人材の養成も進めており、令和 3 年度は介護福祉士を志す留学生 1 名をアルバイトとして採用し、外国籍の実習生 2 名の受け入れ調整も行っております。

最後に⑤地域の体制づくりです。基幹相談支援センターを中心に各相談支援事業所との連絡体制を構築しております。エリアサポート室を中心に、他法人の事業所と緊密な連携を行っております。法人本部職員は、地域やさらに広域の団体の役員、講師を担い、地域並びにその周辺も含めた協力、連携体制の構築を行っております。以上となります。

会長： はい、ありがとうございます。ただいまの運営事業者 社会福祉法人 門真共生福祉会からご報告をいただきました。この件につきまして委員の皆様ご質問等ございませんでしょうか。

委員： 一件よろしいでしょうか。緊急時にこの地域生活支援拠点に緊急時で受け入れをしてほしいというお願いをしたけれどもお断りされたと聞いたことがあるのですが、報告では対応がありませんでしたとのことなので、対応できなかったが正しいのか申し込みがなかったが正しいのか、そこを明確にして頂ければと思います。

地域生活支援拠点 ジェイエス ： ご質問ありがとうございます。現状の中で緊急時の受け入れの申し込みはなかったと認識しております。

委員： どのように頼めば緊急時対応となるのか。親の会でも困って、一応ショートステイを探してもらったけど無かったという返事を 2 名ほどもらっています。拠点に依頼したが断られて他市のショートステイを利用した方が 1 名。もう一人の方は今もまだ止まっている状況と聞いていますので、この申し込みカウントに値するように拠点を利用するには、どのように申し込みすれば良いのか教えていただきたいです。

地域生活支援拠点 ジェイエス ： はい、現状緊急時で受け入れという形ですが、もともと短期入所を利用する予定の方、事前に分かっている方は対象になっていません。そうではない方、たとえば明日短期入所を利用する予定ではない状況で短期入所を受け入れてほしい連絡がどこからか入ってくる状況かと思います。この依頼がダイレクトで法人本部へ入ってくることは考えにくい。おそらく基幹相談、もしくは行政機関等からご連絡を頂いて、緊急受け入れ要請があったタイミングで我々の受け入れの状況を鑑みてご回答させて頂くことになるかと思いますので、実質的に地域生活支援拠点のエリアサポート室に直接電話がかかってきて受け入れる形にはならないかと思っています。

委員： ちょっと良くわからないのですが。理解できてなくて申し訳ないです。たぶん私たちには相談支援事業所の担当の相談員がついていて、そこのやり取りだと思うのですが、1 名の方は手術や入院の

予定が入ってショートを探したけど受け入れできないということ  
で他市のショートステイを使ったと聞いている。もう1件の方も非  
常に困っていて探していると聞いたのですが、その場合担当の相  
談支援専門員が基幹相談に相談すればよかったのですか。行政に相  
談すれば良かったのですか。どこに申し込めば緊急時対応ができる  
のか教えてもらえれば次回からそのように対応できるのかと思  
いますので利用できると思いますので教えてください。

会長： 第1報の窓口がどこかということですね。

事務局： 緊急時対応につきまして、通常の短期入所と緊急時対応で短期入  
所を伴わない受け入れの枠を入れています。このようなサービスの  
受け入れの場合に直接短期入所事業所への相談ではなく、相談支援  
専門員から門真市行政もしくは基幹相談へ話が入り、緊急対応の有  
無を協議した上での受け入れになるかと思えます。

会長： ということは自分が関わっている相談支援専門員へまずはお声掛け  
するってことになるのですかね。

事務局： はい、そうですね。他市の短期入所を利用したケースは児童ケー  
スでしょうか。

委員： 違いますよ。

事務局： 成人のケースですね。相談支援専門員がこのケースをどのよう  
な理由で他市の短期入所を利用したのかの詳細は不明ですが、この  
ようなケースの場合はまず短期入所の受け入れ先がなく、緊急で  
受け入れが必要となった場合に市の担当のケースワーカー等へ相  
談し、協議の上での受け入れの必要性の有無の判断となるかと思  
います。

委員： 断られたことは一件もないですか。

事務局： 緊急ではなく通常の短期入所の利用依頼でコロナ禍の状況で受  
け入れができなかったケースはあったかと思えます。

委員： わかりました。コロナ禍での対応でどのような対応をされているのか聞きたいです。

会長： それはショートですか。

委員： いえ、くわざいA・B

会長： くわざいA・Bですね。

地域生活支援拠点 ジェイエス： はい、まず新型コロナウイルス感染症に対して、そもそも感染を広げない、感染を持ち込ませないという状況の中で、建物の中に入る人を限定したり、特にグループホームの中は利用者の方、支援員、世話人以外はどうしても必要な方のみ、たとえば電気の点検に入る業者の方など入らざるを得ない方に限定されているかと思います。極力、ほぼ来所される方は我々で断っている状況です。それでも入って話す必要がある方はグループホームの手前にある事務所で食い止めている状況です。入ってもそこにある相談室くらいかなというところです。

実際に発熱等が発生した場合は、基本的には極力主治医へ連絡を取って指示を仰ぐことをしております。ただ昨今の状況で言うとなかなかPCR検査をスムーズに受けられない状況がございますので、法人の内部の中で抗原検査キットを数10個用意してですね。あまりにも状況が思わしくない場合は、まずそこで我々の方でチェックさせて頂いて、その状況を踏まえた上で保健所へ連絡させて頂いている。その状況から保健所から指示を仰ぐ形をとっております。以上でよろしいでしょうか。

会長： はい、どうですか。よろしいですか。

委員： はい。

会長： そうしましたらこれから運営評価となるご意見を各委員から頂きたいと思います。これは2点ありまして、まずは1点目の地域生活支援拠点で運営する日中サービス支援型生活援助グループホームですね。委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

会長： 委員、何かございませんか。

委員： 門真市に1か所しかない貴重な拠点でありながら、緊急時の対応とか緊急時に入所できる数少ない機関である重要性がありながら、一方でコロナの状況になり入居されている方を守るためには外部の人たちを極力入れることを制限しないといけない。一方で緊急時入居したい人達もいて、そこを重点しすぎたら受け入れができない。非常にもどかしい状況にあるのかなと思いますので、今回は法人の評価ではなくて、入居されている方の安全とコロナ禍でも入居する必要がある方への入居の手続きなんかをスムーズにできるようなこととか、先ほどの話なんかであれば相談支援専門員の方がそのような手続きを理解されて相談されているのかが大きな課題なのかなと思います。

運営されている法人からすれば、正直検査しないと入居できないなど入居できる条件の整備も必要ではないかと感じています。なかなか法人の評価ではないですが手続きなんかを明確にしながら来年度以降もコロナの状況が続く可能性があるので必要なサービスが必要な時にどういう手続きを踏んでどのような条件がクリアされれば受け入れできるのか、我々も認識として協力する必要があるのかなと感じました。

会長： 他の委員さんは何かございませんか。

委員： 地域拠点の看板が上がっていて限られた7人×2の14人が暮らしていて、コロナ禍で支援していることは感謝しています。ただ一般の人達が安心してすぐに対応してもらえるところがなかなか感じられなくて、基幹相談支援センターに関しましても他市では権利であったり差別解消法であったり、研修も地域支援拠点が中心になって発信してくださっているのです、その人に対してではなく、市民に対しての理解啓発も基幹相談支援センターや地域支援拠点が主としてやれるような手立てとかを一つ考えていただいても良いのかなと思ってお願いしたいなと思っています。部屋数が決まっているので利用者を増やすことは難しいので、そういう市民への理解啓発をどう担っていただくと住みやすくなるのかなと思いますし、緊急時対応が、皆が安心してあそこがあって良かったねと言えるような

システム構築して頂けると市民は安心だと思います。

あと、差し替え資料のくわざいBの日中の過ごし方のところなんですけれど、こちらの表では2名の方が就労支援支援B型を利用されている。差し替えの表も生活介護以外に就労継続支援B型も入るのではないかと、記載が間違っているかと思います。この表では利用者の活動場所が生活介護と就労継続B型があつて、この表では生活介護だけなので。細かいことを言ってすみません。

会長： 記載が間違っているのではないかという指摘ですね。

地域生活支援拠点 ジェイエス :はい、すみません。ご指摘の通りです。女性のフロアーのくわざいBの方ですけれども、その他の日中の過ごし方の利用サービスのところが生活介護のみとなっておりますが、就労継続支援B型のサービスを利用されている利用者様もいらっしゃるののでそちらの記載が抜けています。ご指摘の通りかと思います。以上です。

会長： 続きまして、地域生活支援拠点ジェイエスの運営につきまして、委員の皆様のご意見を伺いたと思います。如何でしょうか。  
先ほど言われた啓発なども拠点が中心になってやって頂きたいというのは運営に関してよろしいでしょうかね。  
他、ございませんでしょうか。

委員： すみません。日中サービスの質問でもよろしいでしょうか。サロンについてなんですけれども本来であれば月一回の開催されてはったかと思うのですが、今年度はコロナの状況を見て休止である形を取られていることを聞きました。地域の方とかご家族の方の貴重な交流の場と思うのですが、今後もコロナと付き合いながらの活動になるかと思いますが、再開とか休止の基準というかの決め事があるのでしょうか。

地域生活支援拠点 ジェイエス :はい、正直なところ基準があるかと言われると基準はないです。コロナの感染状況という理由が一番大きな理由ではあるのですが現状サロンを開催していた場所に関しましては、感染対策用の物品をかなり置いている状況です。たとえば消毒用のアルコールであったり、青ガウンであるとか、かなりの備蓄を揃え

ている状況ですので、なかなかその中で開催できるのかというと、職員はいつでも始めたい感覚は持っているのですが、なかなかそこを踏み切れる体制が取れない状況です。

また計画を立てて、そろそろやろうかなというタイミングで、今回も12月からコロナが下がってきたのですが、また急激に増えてきて、実施の準備から周りにお知らせしてという1ヶ月2ヶ月のスパンの中で、どうしても感染の波が出てきてしまうので、無理はしない方がよいのではないかという声が出てくると踏ん切りがつかないところがございます。また周りの保護者から大丈夫なのという雰囲気が出てきたりしますので、皆さんの中でやれる雰囲気が、どちらかと言うと感染状況もそうですが周りの雰囲気や受け入れ状況を鑑みながらということにはなるかと思えます。基準があるかという点では明確な基準はないです。

会長： はい、よろしいですか。他、ございませんでしょうか。

事務局： 差別解消法に向けた市民に対しての理解啓発に関してなのですが、他市との違いなのかもしれません。門真市では差別解消専門部会、本協議会の専門部会にて差別の解消に向けた理解促進であったり啓発の話をしています。地域支援拠点だけに留まらず、協議会の専門部会である差別解消専門部会と共同し、どのような方法で門真市における障がい者の理解促進に取り組んでいくのが一番ベストなのか検討をしていく形になるかと思えます。

委員： 基幹相談支援センターは門真共生福祉会一本で動いていることが課題であって、差別解消専門部会と言われるんですけど、拠点としての取り組みという動きで、私たちは親亡き後の法人後見であるとか、いろいろな課題が親亡き後の課題であったりとか、たくさん課題を持っています。なおかつコロナ禍で家族感染という課題もあって、大きなところで大阪市や堺市では障がいの子供がコロナに感染しても守ってくれるサポート体制があったりと聞き及んでおり、障がいの子が感染したら必ず親もなってしまうけど家族で見ないといけないということでもないというような取り組みもあり、何か一つ同じ相談支援事業所の取り組みを進めていくっていうことは、ここでも良く話されていて熱心にされていることは分かるのですけれども、暮らしに私たちが助けられる取り組みというものを一つ、何

か手立てができないのか。これが門真共生福祉会の基幹センターだけがではなくて、行政と連携するとか、関係機関と連携するとかで安心して暮らせるような福祉施策を取り組めないのかな、基幹相談支援センターが旗を振ってもらってというお願いをしたいと思ってご意見をしました。すみません時間を頂きました。以上です。

会長： はい、よろしいですか。他、ございませんでしょうか。

事務局： はい、私の説明に語弊があったのかもしれませんが。差別専門部会は基幹相談支援センターも入っております。その差別専門部会に任せるではなく、基幹相談支援センター、委託相談、行政と連携しながら地域の理解啓発を進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

会長： はい、よろしいですか。他、ございませんでしょうか。それでは委員の皆様の方から様々なご意見、評価を頂きました。そうした評価とか意見を踏まえまして今後のグループホーム運営、並びに地域生活支援拠点の運営を行っていただきますようお願いいたします。

地域生活支援拠点 ジェイエス： 評価いただいた内容、ご意見を今後の運営に活かしてまいります。本日はどうもありがとうございます。

会長： それでは、議題②令和2年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について事務局の説明をお願いいたします。

事務局： それでは、私より、「議題②令和2年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」ご報告いたします。

資料2をご覧ください。令和2年度の本市に対する相談事例について、相談内容及び対応状況等をまとめております。令和2年度の相談件数は17件あり、相談の対応した課としましては、学校教育課が13件、道路公園課1件、生涯学習課1件、地域政策課、生涯学習課、人権市民相談課で対応した事例が1件、学校教育課、学校総務課で対応した事例が1件でした。相談があった17件についての、相談の種別としましては、合理的配慮の提供に関する相談事例が15件、環境の整備に関する相談事例が1件、不快・不満として寄せられた事例が1件でした。



相談分野としては、教育に関するものが14件、その他が3件となっております。相談者は、障がい者本人からの相談が3件、その他3件、障がい者の家族からの相談が10件、障がい者の支援者からの相談が1件でした。また、障がい種別で見ると、身体障がい者に関する相談が13件、発達障がいに関する相談が3件、その他（疑い含む）に関する相談が1件となっております。性別・年代では、男性8件のうち、70歳以上が1件、60歳代が1件、50歳代が1件、10代が1件、10歳未満が4件となっております。また、女性9件のうち、10代が5件、10歳未満が4件となっております。相談に対する対応としましては、問題が解決した事例が14件、継続して対応を行っている事例3件でした。相談の内容としましては記載のとおりですが、障がいのある児童に対しての体制整備の相談が多くあり、なかでも医療的ケアが必要な児童に対して配慮を希望される保護者の事案も多くありました。

医療的ケア児に関しましては、令和3年9月18日に『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』が施行され、医療的ケア児の支援として、保育所、学校、学童において看護師もしくは喀痰吸引等が可能な保育士の配置などが責務とされました。現在、看護師などの配置に向けて学校教育、学童などにおいて体制整備を行っているところでございます。

同じく法律に関連した事項として、障がい者差別解消法について、令和3年4月1日より大阪府障がい者差別解消法が改正され、努力義務とされていた事業所による合理的配慮の提供を大阪府において義務化されました。また、今年度の障がい者差別解消専門部会につきましては、サブ協議会に参画している各専門部会に依頼し、各専門部会より参画している関係機関に対し当事者や家族から差別を受けたと聞いた事案についてアンケートを取らせていただきました。その結果を元に障がい者差別解消についての理解啓発の周知方法など取り組みを検討し進めているところでございます。

以上で、「議題④令和2年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」のご説明を終わります。

会長：

ありがとうございました。ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

私からご質問させていただきたいのですが、この差別解消法の改正が昨年なされましたね、施行までの猶予期間は3年で、民間事業

所も義務化の対象とされますので、かなり準備がいます。教えてほしいのは、現在相談支援事業所などで、市から市の業務の委託を受けている事業所がありますよね。現在行政は差別解消法の合理的配慮は義務化されていますが、それが委託を受けた事業者も同様に義務化されているということで理解していいのでしょうか？

事務局： おっしゃるとおり、委託を受けている事業者も義務化になります。

会長： 今後は、委託を受けていない事業所、例えば、商店、食堂などいろいろありますが、そこに対して一定程度の縛りあるけれど、義務化されることになりますね。そうすると、それに向けての啓発をしていかなければならないですね。門真市さんは市内で差別解消に向けてのシステムを作っておられますが、他市の状況を見ると、他市はあまりない状況です。門真市はかなり進んでいると思いますが、3年以内に民間に広げていくためには、そこへの啓発をやっていかなければならない。実際に指導していくこともあるでしょうし、少しピッチをあげてそこも含めた体制整備を考えていかなければならないと思います。この点について部会などでも議論されていますか？

事務局： 先ほどのアンケートの中で、企業に関する事案が多数出てきており、障がい者理解を広めていく必要性については認識しています。その中で、差別解消専門部会で議論を進め、企業だけではなく地域での広い意味での合理的配慮や差別解消に向けての周知活動が必要という結論に至ったため、特に企業に特化するのではなく、地域全体に向けての啓発活動をどのようにするのかを今協議をしている段階です。今のところ、ホームページなどで企業に対して義務化になったことの周知をしたり、ハローワークなどにも情報の提供をしています。

会長： そうでしたら、委託を受けている事業所も差別解消に向けて動かなければならないのであれば、今行政の中に設けられている窓口だけではなく、委託事業者にも窓口を設置する必要があるのではと思うのですが、そういう議論はないのでしょうか？

事務局： 現状企業、会社、商店などから差別に関するご相談があれば、

市役所が障がい福祉課を含めて窓口になっていますので、もし民間の方からご相談があれば、それを受けている状況です。

委員： 不勉強なので、差別解消法の内容など詳しくわからないのですが、差別は基本的に弱者が受けることですよね。ただ、それを社会に訴える人、あるいは行政に訴える人は、ある種多少の強さを持っていますよね。つまり、本当の弱者は社会や行政などに訴えることもできない。窓口を役所に置いていても、その人たちを救うことはできないですよね。恐らく、その人たちには、窓口ではなく、攻めていくというか、積極的にその人たちのもとに行って、聞き取りをしたり、見て回ってするなどしないと、なかなか解消できるものではないと思います。今後、そういうシステムなどを作るのであれば、そのような点も考えて、していただきたいと思います。

事務局： ありがとうございます。その方向も考え、部会の方で協議させていただきます。

会長： それでは、次の議題に移ります。議題③障がい者の理解啓発・理解促進について保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議題③障がい者の理解啓発・理解促進について「保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体について」をご説明いたします。資料3-1をご覧ください。

門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーを障がい児（者）と市民との交流を図ることを目的として、今年度は、門真市手をつなぐ育成会に事業を実施していただいております。

来年度についても、今年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に事業を実施することができなかった状況を踏まえ、門真市障がい者地域協議会の意見をいただき、引き続きNPO法人門真市手をつなぐ育成会に事業実施をお願いしたいと考えております。

この後、門真市手をつなぐ育成会より来年度の事業計画等について、報告いただき、来年度も継続して実施することについての

ご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。説明は以上です。

それでは、門真市手をつなぐ育成会より報告をお願いいたします。

門真市手をつなぐ育成会： 門真市手をつなぐ育成会です。

令和3年度ふれあいコーナー事業は、一昨年から続いているコロナ禍のため、積極的な活動はできませんでした。何分当事者ですので、わたしたち親が積極的に活動してコロナになってしまうと、障がい当事者本人がかかってしまうので、ふれあいコーナーに足を運ぶことも怖い状況になってしまっています。その理由は、休日診療所がすぐ前にあって、月曜日に綺麗にしてくださっているのは重々わかっていますが、同じところで私たちが積極的に活動することは二の足を踏んでしまう状況です。

その中でも、障がい児・者の権利擁護と差別や偏見と障がい児者への虐待が少なくなるように、ペアレントメンター活動を中心に今年度は取り組みました。自分たちでできることは、寄り添うことや、コロナの状況で孤立するとか、閉じこもりがちの方々など、出てこれない人に電話をするなどの取り組みを行いました。ペアレントメンターのほうも、来ていただくことが難しい状況なので、養護者支援として「障がい」に関する図書や支援グッズなどの物品展示、販売と、相談活動「おや♡おやサロン」を定期的で開催しました。「おや♡おやサロン」とは、電話での対応も可能なので、ふれあいコーナーに来てもらわなくても電話での相談事業を継続しています。

また、門真市社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を図り、『障がい』や『差別』に関するDVD上映会を、感染予防対策（換気に注意し、座席配置の考慮）をして行いました。障がい者ふれあいキャンペーンには団体参加を辞退し、ふれあいコーナーでDVD上映会と同時に、事業所製品の販売協力とお菓子引きを行いました。当会のホームページの周知により、「おや♡おやサロン」への問い合わせが複数件ありました。門真市の就労支援センターなどからもおやおやサロンの参加はできるのかとの問い合わせをいただいています。人の配置ができる日が限られているので、必ず相談で来ていただく場合は事前電話で予約をしてほしいお願いをしています。

「おや♡おやサロン」は、障がいのある人の相談や悩みごとがメインで話合いが行われています。相談内容は、多岐にわたり、「コロナで事業所が休みになった」、「こどもが見通しを持たないまま

休校になり、パニックになった」「どんな病院に行ったら、対応してもらえるのか」などです。相談内容に応じて、相談員を選別し個別対応もしています。また、「おや♡おやサロン」では、相談支援専門員との相談とはまた違って、親の持っている子育ての情報をお互い交換できるので、暮らしの中で役立つ活動ができていると思っています。

コロナ禍での事業は、非常に厳しいですが、こんな時こそ孤立しやすい弱い立場の人の暮らしを繋いで行ける場として、「障がい」理解・啓発、障害者差別解消法と、合理的配慮や不当な差別的取扱いの周知を令和4年度も継続して取り組みます。以上です。

会長：                    それでは、門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用について、引き続きNPO法人門真市手をつなぐ育成会に実施していただくにあたり、ご意見等ございますでしょうか。

委員：                    ふれあいコーナーの横に社協の事務所がありますので、保健センターの状況は我々もよく把握しているつもりです。2年前にコロナが発生して以来、センターそのものに市民の方が来ることが本当になくなりました。一時期社協の貸付が多い時期は、人がいましたが、今は昼休みの時などロビーに市民の方が座っていることがほぼないです。以前はセンターでの行事が連日開催され、それに参加される人たちが施設の入り口にあるふれあいコーナーに足を運んでそこでPRすることが本来の機能だと思います。しかし、そもそもセンター自体が昨年度はPCR検査の会場となったり、今も休日診療所の機能もあり、貸館業務も主催する団体や事業者がかなり減っていますので、センターそのものに足を運ぶことが本当はないという現状が続いています。ふれあいコーナーが本来果たすべき役割が環境的に難しいことを感じています。

とはいえ、今年度も育成会の方には学校向けの福祉教育に協力してもらったり、昨年のパラリンピックで正式種目となったボッチャを3年前から市内の小学校で実施をしています。昨年は延期になったオリンピックが実施され、パラリンピックも開催されましたが、今回はテレビ中継も少ない状況でした。障がい者スポーツはパラリンピックが終わると盛り上がるのですが、今回は盛り上がりには欠けたものの、複数の小学校でのボッチャの取り組みや福祉教育は継続

できているので、そういう機会に積極的に障がい者の理解啓発の場面を一緒に作っていきたいと考えています。ボッチャについては、この2月13日（日）に古川橋の駅前に会場を借りて大会をする予定でしたが、今の状況で延期になりました。

今日の議論の中で、先ほど差別解消は事業所を取り締まることが目的ではなく、理解してもらって事業者を沢山作って、市民も事業者も障害者差別をしない社会を作っていくことが目的だと出ました。障がいのある方が市民の方と一緒にイベントや行事をする機会をこれからも作っていくつもりです。これからも社協も協力していきたいと思っています。以上です。

委員： 先ほど休日診療所の話が出ましたが、正直コロナ禍になり、休日診療所にあまり患者は来ていません。発熱患者は裏のところに専用テントを張り、そちらで診察しているので、入口のところは安心していただけたらいいかなと思います。もう一点、些細なことですが、来所者のところに何度か書かれている「キッズレインボー職員」、これは僕が存じ上げていないのですが、「レインボー」というと、LGBTQの団体によく使われている名称ですよね？

委員： 分かっている人しか分からない用語を使って申し訳ありません。育成会は親の会ですが、地域の人の会員離れがあり、下の世代につなぐことが難しくなってきたので、NPO法人を作り、放課後等デイサービスと児童発達支援の事業をしています。元々門真市手をつなぐ育成会が「虹」という居場所を作っていたことがあるので、法人を取る時に、「虹」から「キッズ・レインボー」という事業所名にしました。キッズ・レインボー職員は同じ育成会の職員のことです、それが資料に載っています。失礼しました。

会長： 他に意見がないようですので、本協議会での意見を踏まえて、来年度も継続して実施していただくよう事務局の方で進めて下さい。  
それでは、続きまして、障がい者ふれあいキャンペーンについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： それでは、私より、議題③、障がい者週間キャンペーンについて、ご説明させていただきます。資料4-1をご覧ください。



事務局： この協議会の場で評価いただくものではなく、ふれあいキャンペーンの登録団体の中でやり方など毎年話をしています。話の中で、前よりもよくなるように工夫しながら、行っています。

委員： あくまで一意見として聞いていただけたらいいと思うのですが、アンケートは市民対象のものや、何名集まったのかを評価基準に入れることは、このご時世なので、入れるべきではないと思います。ただ、配架物など、置いた部数ではなく、残った部数を報告することで、何部持って行ってもらえたのかがわかるのですから、それを報告していただく必要があります。そうでなければ、来年よりよいものにするための意見というのも出しにくいと思います。

事務局： そのようなことが分かりやすいように資料を考えたいと思います。

委員： 今回ふれあいキャンペーンの報告は初めて協議会でされたと思います。私は他市の状況なども知りたいと常々言っています。というのは、行き当たりばったりに啓発物を置いて、取っていただいても捨てられてしまうよりは、限られた人が来るかもしれないけれど、体育館などを借りて、障がいの疑似体験をすとか、障がい者理解啓発の掲示物を貼れる場所を確保するなど、確実性の高いキャンペーンを実行してほしいと何年も前から市にお願いしています。この場で、話題に出されたので発言させていただきますが、ふれあいキャンペーンに対しては、もう少し丁寧な場所の確保や障がいの事業所の紹介や、障がい者当事者がその場に来てアピールする場所を、駅前や通りすがりの場所でやるのではなく、市の体育館など公的なところを開放してもらってやれたらいいと思っています。それが私の思いです。

会長： ありがとうございます。他がないようなので、続きまして、議題④その他について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 資料はありませんが、2件ご報告いたします。  
1点目が、前回の協議会にてご指摘のありました国政調査関連業務につきまして、大阪府にも確認し、優先調達に含めない方が正しい



ということでした。そのため、令和2年度の役務の実績額は292万4,512円となりました。

2点目が、手話言語条例の制定につきまして、ろうあ部会より要望をいただいております、ろうあ部会のご意見等も踏まえ、本市としても他市の状況等も勘案し、条例制定に向け進めていく予定です。今後、条例制定に携わるメンバーやスケジュールについて調整し、手話言語条例の制定に向け、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

会長： それでは、今後の会議の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 今年度の協議会は以上をもちまして終了いたします。  
来年度も引き続き、委員の皆様におかれましては、大変お忙しいとは存じますが、ご協力をよろしくお願い致します。

来年度の会議回数といたしましては、7月、2月の年2回の開催を予定しております。今後ともよろしく願いいたします。また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

会長： ご質問等ございませんでしょうか。ないようですので、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。皆様、今後ともよろしく願いいたします。